

○館山市子ども医療費支給条例

昭和48年8月29日条例第35号

**改正**

昭和51年3月19日条例第11号

昭和59年3月26日条例第10号

昭和59年12月25日条例第33号

平成6年12月26日条例第17号

平成7年3月24日条例第10号

平成9年10月1日条例第23号

平成14年12月26日条例第31号

平成16年6月30日条例第11号

平成17年9月30日条例第32号

平成18年6月30日条例第25号

平成18年9月29日条例第33号

平成19年9月20日条例第14号

平成20年3月26日条例第7号

平成22年9月22日条例第23号

平成24年3月30日条例第12号

平成24年9月26日条例第19号

平成26年3月31日条例第5号

平成28年3月23日条例第15号

館山市子ども医療費支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもの保護者に対し、子ども医療費（以下「医療費」という。）を支給することにより子育てを支援し、もって子どもの保健の向上に寄与するとともに子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

- (2) 保護者 子どもの親権者，後見人その他子どもを現に監護している者をいう。
- (3) 医療保険各法 別表第1に定める法律をいう。
- (4) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付，入院時食事療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，家族療養費，家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国又は県が公費負担医療制度による給付決定をした場合において，当該給付を受ける子ども又はその保護者が負担しなければならない額をいう。
- (7) 子ども医療自己負担金 医療費の支給を受ける保護者が負担しなければならない額をいう。
- (8) 保険医療機関等 医療保険各法に基づき指定された病院，診療所及び薬局並びに柔道整復師その他規則で定める者をいう。

(支給対象者)

**第3条** 医療費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）の範囲及び要件は，規則で定める。

(補足性)

**第4条** 子どもに係る疾病又は負傷が他の法令等による公費負担医療制度の対象となるときは，その制度を優先して適用する。

2 前項の規定にかかわらず，子どもに係る疾病又は負傷が館山市心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第13号）に基づく心身障害者医療費の支給又は館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第23号）に基づく医療費等助成金の支給の対象となるときは，この条例を優先して適用する。

(医療費の支給)

**第5条** 市長は，子どもの通院，入院又は調剤が医療保険各法に規定する保険給付の対象となった場合は，次に掲げる額から別表第2に定める子ども医療自己負担金を控除した額を支給する。

- (1) 支給対象者が保険医療機関等で子どもに係る保険給付を受けた場合は，その一部負担金に相当する額
- (2) 支給対象者が子どもに係る保険給付について保険医療機関等で一部負担金を負担した場合は，その一部負担金の額
- (3) 国又は県が公費負担医療制度による給付決定をした場合は，自己負担金に相当する額

2 子どもに係る疾病又は負傷について他の法令等に基づき国又は県の負担による医療等に関する給付を受けることができ，又は医療保険各法に基づく規則，定款等により附加給付金の支給を受

けた場合は、その額を前項の規定により支給する額から除くものとする。

(受給券)

**第6条** 前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ規則の定めるところにより受給資格の登録を申請し、受給券の交付を受けなければならない。

(支給の方法)

**第7条** 受給券の交付を受けた支給対象者に係る医療費の支給は、前条に規定する受給券を保険医療機関等（規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）に提示した上で、子どもが医療を受けた場合において、支給する額を当該保険医療機関等に支払うことによって行うものとする。

2 受給券の交付を受けた支給対象者が前項に規定する方法による医療費の支給を受けられない場合は、医療費の支給は、支給対象者の申請に基づき行うものとする。

3 前項の規定による申請は、当該子どもが保険医療機関等で医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

(損害賠償との調整)

**第8条** 市長は、子どもの保護者が、当該疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出等の義務)

**第9条** 支給対象者は、自己又は子どもについて第6条第1項の受給資格の登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給券の交付を受けた者は、受給券の有効期間が満了し、又は転出その他の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに市長に受給券を返納しなければならない。

(不正利得の徴収)

**第10条** 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権の保護)

**第11条** 医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

**第12条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

(館山市乳児医療給付条例の廃止)

2 館山市乳児医療給付条例(昭和47年条例第9号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行前に受けた診療に係る医療給付金については、なお従前の例による。

**附 則**(昭和51年3月19日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行前に受けた療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**(昭和59年3月26日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に受けた療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**(昭和59年12月25日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例施行前に受けた療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**(平成6年12月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の館山市乳幼児医療費支給条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

**附 則**(平成7年3月24日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に受けた療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**(平成9年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の館山市乳幼児医療費支給条例の

規定及び第2条の規定による改正後の館山市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則**（平成14年12月26日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において入院している乳幼児に係る医療費の支給については、この条例による改正後の館山市乳幼児医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、その者が引き続き入院する間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年6月30日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

**附 則**（平成17年9月30日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 略
- 3 （前略）改正後の館山市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に乳幼児が受ける医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年6月30日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の館山市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に乳幼児が受ける医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年9月29日条例第33号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年9月20日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の館山市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に乳幼児が受ける医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の館山市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に乳幼児が受ける医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年9月22日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日(以下「施行の日」という。)から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定中「5年」を「2年」に改める部分は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の館山市子ども医療費支給条例の規定は、施行の日以後に子どもが受ける医療について適用し、施行の日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1号の規定により、新たに対象となる子ども(以下「新対象者」という。)は、第6条に規定する受給資格の登録の時期にかかわらず、施行の日から平成23年3月31日までの間に、受給資格の登録を行った者に限り、新対象者が施行の日以後に受けた医療について適用するものとする。
- 4 改正後の第7条第4項(「5年」を「2年」に改める部分に限る。)の規定は、改正前の館山市乳幼児医療費支給条例の規定にかかわらず、平成21年4月1日以後に受けた医療(新対象者は、施行の日以後に受けた医療)から適用するものとする。

附 則 (平成24年3月30日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日(以下「施行の日」という。)から施行する。ただし、第6条及び第7条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の館山市子ども医療費支給条例の規定は、施行の日以後に子どもが受ける医療について適用し、施行の前日に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1号の規定により新たに対象となる子ども（以下「新対象者」という。）に係る支給対象者は、平成25年3月29日までに受給資格の登録を行った場合に限り、新対象者が施行の日から登録の日までの間に受けた医療について医療費の支給を受けることができる。

**附 則**（平成24年9月26日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の館山市子ども医療費支給条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により受給資格確認通知の交付を受けた支給対象者がこの条例の施行の前日に受けた医療については、旧条例第7条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

**附 則**（平成26年3月31日条例第5号）

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月23日条例第15号）

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

**別表第1**（第2条第3号）

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- 3 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 5 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- 6 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

**別表第2**（第5条第1項）

階層区分	世帯区分	負担基準額（円）
A	生活保護世帯（自己負担のある世帯に限る。）	0
B	市民税非課税世帯	0

C	市民税所得割非課税世帯であって、市民税均等割のみ課税世帯	0
D	市民税所得割課税世帯	300

備考

- 1 階層区分の認定は、毎年7月1日における市民税の課税状況により行うものとする。
- 2 負担基準額は、入院については1日当たり、通院については1回当たりの子ども医療自己負担金の額とし、同一の子どもが同一の日において入院及び通院をした場合は、それぞれについて自己負担をするものとする。
- 3 調剤に対するこの表の適用については、「300」とあるのは「0」とする。



○館山市子ども医療費支給条例施行規則

昭和48年9月19日規則第27号

**改正**

昭和51年3月31日規則第13号

昭和58年8月31日規則第23号

昭和59年3月26日規則第4号

昭和59年12月25日規則第22号

昭和63年3月23日規則第5号

平成6年12月26日規則第27号

平成7年3月29日規則第7号

平成8年3月29日規則第8号

平成13年9月21日規則第35号

平成14年5月31日規則第43号

平成14年10月17日規則第58号

平成15年3月5日規則第3号

平成16年4月22日規則第15号

平成18年3月31日規則第14号

平成19年3月30日規則第33号

平成19年11月1日規則第57号

平成20年3月31日規則第21号

平成22年9月22日規則第26号

平成23年6月23日規則第26号

平成24年3月30日規則第5号

平成24年6月29日規則第20号

平成25年3月29日規則第17号

平成28年3月29日規則第53号

館山市子ども医療費支給条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、館山市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者の要件及び範囲)

**第2条** 条例第3条に規定する支給対象者の範囲及び要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている保護者とする。

- (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている子どもの保護者であること。
- (2) 保険給付を受けることができる被保険者若しくは被扶養者又は生活保護法（昭和52年法律第144号）による被保護世帯のうち医療扶助単一給付の世帯（自己負担のある世帯に限る。）に属する子どもの保護者であること。

2 前項の保護者のうち前年（通院若しくは入院をし、又は調剤を受けた日が1月から7月までに属する日である場合にあっては前々年）の所得の額（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定により算出される所得の額をいう。）が最も高いものの当該所得の額が、同令第1条に定める額未満であること。

(受給資格の登録)

**第3条** 条例第6条第1項に規定する受給資格の登録を受けようとする者は、子ども医療費助成受給資格登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請を行う場合には、医療保険各法による被保険者証を市長に提示しなければならない。

(受給券の交付等)

**第4条** 市長は前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請を行った者が条例第3条に規定する支給対象者であることを確認したときは、受給資格の登録を行うとともに、当該申請を行った者に、子ども医療費助成受給券（別記第2号様式。以下「受給券」という。）を交付し、当該申請を行った者が同条に規定する支給対象者でないことを確認したときは、子ども医療費助成受給資格登録申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 受給券を受けた者は、前条第1項の規定により申請した事項に変更又は誤りがあった場合は、速やかに、子ども医療費受給資格登録変更届（別記第4号様式）に受給券を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する届出があった場合において、受給券の記載事項を変更する必要があるときは、当該届出を行った者に記載事項を変更した受給券を交付するものとする。

4 受給券の交付を受けた者は、受給券の紛失、汚損、破損その他の理由により受給券の再交付を受ける必要がある場合は、子ども医療費助成受給券再交付申請書（別記第5号様式）を市長に提

出し、受給券の再交付を受けることができる。この場合において、受給券の汚損又は破損によるときは、当該受給券を添付して提出しなければならない。

(受給券の有効期限)

**第5条** 受給券の有効期限は、毎年7月31日とする。ただし、年齢が15歳に達する子どもについては、15歳に達した日以後の最初の3月31日とする。

(現物給付の対象とならない保険医療機関等)

**第6条** 条例第7条第1項に規定する規則で定める者は、千葉県と子ども医療費助成事業における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する契約を締結していない柔道整復師とする。

(医療費支給の申請)

**第7条** 条例第7条第2項に規定する医療費の申請をしようとする者は、子ども医療費支給申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関、国又は県が発行する領収書又は医療費計算書(別記第7号様式)
- (2) 附加給付がある場合は、それに関する証明書

(医療費の支給)

**第8条** 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、支給を行うことを決定したときは、子ども医療費支給決定通知書(別記第8号様式)により、支給を行わないことを決定したときは、子ども医療費支給申請却下通知書(別記第9号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。ただし、前条第1項の支給申請書の申請額と支給決定額が同額である場合において、当該額を申請者の指定する金融機関の口座に振込をしたときは、当該振込を子ども医療費支給決定通知書による通知とみなし、当該子ども医療費支給決定通知書による通知を省略することができる。

(同一の医療機関)

**第9条** 医療費の支給に際して同一の医療機関において受けた療養であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ別個の医療機関とみなす。

- (1) 病院又は診療所における医科の療養と歯科の療養
- (2) 総合病院における各診療科ごとの療養。ただし、入院患者が当該病院の他の診療科の診療を併せて受けたときは、同一の医療機関における療養とする。

(関係簿冊)

**第10条** 市長は、子ども医療費助成台帳を作成し、常に整理しておかなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

(館山市乳児医療給付条例施行規則の廃止)

- 2 館山市乳児医療給付条例施行規則（昭和47年規則第17号）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この規則施行前に受けた診療に係る医療給付金については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和51年3月31日規則第13号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正部分については、従前の様式による用紙を当分の間所要の調整をしてこれを使用することができる。

## 附 則（昭和58年8月31日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の館山市乳幼児医療費支給条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 附 則（昭和59年3月26日規則第4号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

## 附 則（昭和59年12月25日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

## 附 則（昭和63年3月23日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成6年12月26日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市乳幼児医療費支給条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

## 附 則（平成7年3月29日規則第7号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則（平成8年3月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成13年 9 月21日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年 5 月31日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年10月17日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年 3 月 5 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の館山市乳幼児医療費支給条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成15年 4 月 1 日以後の治療に係る医療費の支給から適用し、同日前の治療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 3 条の規定による受給券の交付の手續その他この規則の施行に関し必要な行為は、施行の日前においても行うことができる。

**附 則**（平成16年 4 月22日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年 3 月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の館山市乳幼児医療費支給条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則**（平成19年 3 月30日規則第33号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成19年11月 1 日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年 3 月31日規則第21号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成22年 9 月22日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の館山市乳幼児医療費支給条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以降においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 改正後の館山市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行日以降に子どもが受ける医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成23年 6 月23日規則第26号）

この規則は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月30日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の館山市子ども医療費支給条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 改正後の館山市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に子どもが受ける医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成24年 6 月29日規則第20号）

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月29日規則第17号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月29日規則第53号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**別記**

第1号様式 (第3条第1項)

第2号様式 (第4条第1項)

第3号様式 (第4条第1項)

第4号様式 (第4条第2項)

第5号様式 (第4条第4項)

第6号様式 (第7条)

第7号様式 (第7条第1号)

第8号様式 (第8条)

第9号様式 (第8条)